

障害学生支援と修学のための『要件や基準』 ～ 東京大学 PHED SIG-RS 策定 障害学生支援スタンダードを活用したシラバス確認 ～

嶋 田 かをる ^{*1§} 立 石 多貴子 ^{*2} 山 鹿 敏 臣 ^{*3}
松 本 珠 美 ^{*2} 小 倉 正 義 ^{*4} 日下部 貴 史 ^{*5}
西 村 優紀美 ^{*6} Peter Bernick ^{*7} 船 越 高 樹 ^{*8}

要 旨 障害のある学生の修学機会を保障するために提供する合理的配慮は、「修学上の困難を生む社会的障壁の除去を教育の本質や評価基準を変えずに実現すること」と、されている。一方シラバスは、障害の有無に関わらず学生が授業科目の概要を知り、学習準備を進める上での基本資料である。また合理的配慮を検討する際には、授業の本質を判断する重要な資料の1つとなるため、『要件や基準』が具体的に明示される必要がある。本稿では、東京大学 PHED SIG-RS チーム策定の障害学生支援スタンダードを紹介すると共に、これを利用してA大学臨床検査技師養成課程1年次開講科目47シラバスを対象に、『要件や基準』等の具体性と明確さを16項目で確認した結果を示す。その結果、定める『要件や基準』等が障害学生にとっての欠格条項となってしまうように、障害学生の受講や合理的配慮の提供を念頭においたシラバス作成が重要であることを確認した。

キーワード 障害学生支援、修学のための要件や基準、シラバス、支援の質の保障、東京大学 PHED

はじめに

シラバスは、教員が責任をもって授業科目の詳細な情報を記載することにより、学生にとって障害の有無に関わらず各授業科目の概要を知り、学

習準備を進める上での基本資料となる。そのため、教員は担当する授業シラバス作成にあたり、授業の一般目標（GIO）や到達目標（SBO）、授業概要、授業形態、成績評価方法等の『要件や基準』を具体的に明示することが肝要である。またこれらの

^{*1} 熊本保健科学大学 § shimada@kumamoto-hsu.ac.jp

^{*2} 熊本保健科学大学保健科学部医学検査学科

^{*3} 熊本保健科学大学保健科学部共通教育センター

^{*4} 鳴門教育大学大学院学校教育研究科

^{*5} 元 富山大学教育・学生支援機構学生支援センター、現 福井工業大学学生生活支援室

^{*6} 元 富山大学保健管理センター、現 国立石川工業専門高等学校

^{*7} 長崎大学障がい学生支援室

^{*8} 筑波大学ヒューマンエンパワーメント推進局

項目の充実は、『教育の本質や評価』を可視化することから、特に障害のある学生（以下、障害学生）の受講選択にあたり、具体的に何ができ、何が困るかを事前に判断するための資料として、活用可能である。加えてシラバスは、障害学生や支援部署の専門職員のみならず、全ての教職員を含む支援者（以下、支援者）が、修学支援における合理的配慮の提供を検討する際、変更可能な部分と不可能な部分を明確にすることができる資料となる。

本稿では、東京大学が文部科学省からの補助を受け取り組む、障害と高等教育に関するプラットフォーム形成事業（Platform of Higher Education and Disability：以下、PHED）のテーマ別検討部会（Special Interest Group：以下、SIG）である、障害学生支援と修学のための『要件や基準』（Requirements & Standards：以下、RS）チームの著者らが策定したスタンダード（以下、Std）をPHEDの概要と共に紹介する。続いて、A大学の臨床検査技師養成課程1年次に開講される科目を対象に、SIG-RS策定Stdを活用し、シラバス内の『要件や基準』等の具体性と明確さ、および障

害学生受講の想定を含む16項目を設定後、確認した結果を報告する。

なお、障害の表記については、障害の他、障碍、障がい、しょうがい等の様々な見解があるが、本稿での障害は機能制限に原因があるのではなく、社会的障壁にあるとの考えを示す『障害の社会モデル』に基づき、固有名詞を除いて障害を使用する。

I. 東京大学 PHED と SIG-RS 策定 Std の概要

1. 東京大学 PHED の概要

東京大学が2017年から取り組むプロジェクトPHEDは、①障害学生支援スタンダードの構築、②キャリア移行と就労支援、③障害学生のエンパワメントを三本柱として、全国の高等教育機関・自治体・企業と連携した体制の構築を進め、障害学生がどの高等機関において学んでも、その機関における最善の配慮や支援を受けながら修学し、卒後のキャリアに繋がっていくことを目指して活動を続けている¹⁾。

上述①は、2025年3月までに8領域（図1）のSIGメンバーを中心に検討が行われ、各SIGチー



図1 8領域におけるテーマ別検討部会(SIG)

出典：東京大学 障害と高等教育に関するプラットフォーム PHED, 【資料2】近藤武夫委員提出資料, 文部科学省. 改変
https://www.mext.go.jp/content/20230608-mxt_gakushi01-000030259_2.pdf

ムにより Std が策定された。これらの Std は、障害学生支援に関わる重要なテーマである『支援の質の指標』となる項目を挙げ、障害学生を支援する支援者としての支援体制整備と、適切な配慮提供に不可欠な専門的知識・技術・態度の他、それに係るリソースやコスト等で構成されている¹⁾。

2. SIG-RS 策定 Std の概要

各高等教育機関で設定された様々な『要件や基準』には、表 1-a に示す大学等の教育理念を踏まえた 3 つのポリシーやシラバス、実習要領、成績評価方法・基準、さらに資格取得を目指す専門職養成課程における要件等々がある。これらを SIG-RS 策定 Std では、学年進行に合わせた 9 項目 (6-2 ～ 6-10) に分類した (表 1-b)。加えて、6-1 では『要件や基準』に対して支援者がどのような心構えや確認事項を持つべきかを前提条件として示し、6-11 では高等教育機関における『要件や基準』に関する理解・啓発等に取り組む支援者の姿勢を記述し、全 11 項目で構成した。

具体的な Std の構成と内容を表 1-c1 に示す「6-3 合格～入学期」を例に挙げて確認すると、冒頭に合格～入学期における支援者の姿を「入学手続き～授業開始の期間、または在学中に新たな支援ニーズが生じ、合理的配慮提供をしなければならなくなった時に、参照すべき要件や基準を入学決定者と共に確認することができる。」と示し、当該 Std を 6-3-1 ～ 6-3-4 の 4 項目で構成した。その中で、表 1-c2 に示す「6-3-2 各授業科目の要件や基準を意識できる。」の項目は、「教育内容や方法、学修成果の評価方法・基準等を示すカリキュラムポリシーやシラバスの内容について、学生と共に確認することが、合理的配慮を検討する上でも重要である。」という意図のもとに設定した。この意図を踏まえ、【よくある間違い】と【Good Practice】には、それぞれに 2 例を挙げた。

また表 1-c3 に示す「6-3-3 資格取得を目指すにあたって、要件や基準を意識することができる。」における【よくある間違い】としては、「合理的配慮の提供の可否を検討せず、要件や基準を理由に関連科目の履修を断念させようとするあるいは、容易に退学や転学科等の進路変更を促す。」

を示した。一方、【Good Practice】の 1 つとして、「資格取得を目指す上での要件や基準において、バリアとなる項目があったとしても資格取得を断念させず、学生の希望や意思を最大限に尊重しながら、実現に向けて関係者と調整を行う。」を挙げた。これは、文部科学省が 2017 年「障害のある学生の修学支援に関する検討会 (第二次まとめ)」報告²⁾で、合理的配慮内容決定の際の留意事項で提示されている、「教育の目的・内容・評価の本質を見きわめ、本質を変えずに過度な負担にならない範囲において教育の提供方法を柔軟に調整する。」を、この Std にも組み入れたものである。

II. SIG-RS 策定 Std を活用したシラバスの確認

1. 対象および実施方法

対象は、2003 年に開学した地方の小規模な私立単科大学である A 大学臨床検査学科専攻において、教務関係者からシラバス確認の許可を得た、令和 6 年度 1 年次開講の必修科目 25 科目 (うち実習 4 科目) および選択科目 16 科目、合計 41 科目・47 シラバスである。47 シラバスとなるのは、必修科目 2 科目について、それぞれに 4 名の教員が担当しており、同一科目名で複数のシラバスが存在するためである。なお、1 年次開講科目シラバスを対象とした理由は、①学生が入学後、履修のために初めて目にするシラバスである、②臨床検査に関係する専門科目と多様な科目や外国語、体育等の一般教養について勘案できるためである。

確認は、SIG-RS 策定の Std を活用し、シラバス内の『要件や基準』等 16 項目について、その具体性と明確さに着目して行った。評価は、表 2-a に示す主な確認ポイント^{1) 3) ~ 5)}を参考に、各項目の達成度を 5 ～ 0 の 6 段階尺度で記録した。なお、確認ポイントが複数設定されている項目では、不備のある箇所に応じて尺度を減点し、確認ポイントが 1 つのみの項目に関しては、達成していれば 5、未達成であれば 0 と記録した。

確認実施者は、あらかじめ Std の内容を全て確認し、RS チームが作成した Std 説明動画 2 本を視聴した A 大学の教員 4 名である。これらの教員は、教員としての視点に加え、学生 (障害学生

表 1 障害学生支援と修学のための要件や基準スタンダードの概要

出典：SIG-RS 策定 障害学生支援スタンダード, PHED, 東京大学先端科学技術研究センター. 改変
<https://phed.jp/standard/>

1-a 学年進行に合わせて確認すべき『要件や基準』

項 目	タイミング	「要 件」や「基 準」
受験前移行期	入学前相談	アドミッションポリシーを中心に3つのポリシー/シラバス/モデルコアカリキュラム
合格～入学期	入学時相談	シラバス/履修のしおり/授業の種類/演習・実験・実習の要件
学生生活	学生生活付随活動	部活やサークルの参加資格・要件/参加を妨げる要件
課 題	レポート・プレゼン等	レポート・プレゼン等（学生にとって評価基準があいまいなもの）の評価方法・基準
学内実習	学内実習前相談	参加要件/単位取得要件/実施要領/評価方法/実施環境・条件
学外実習	学外実習前相談	参加要件/単位取得要件/実施要領/評価方法/実施環境・条件/実習先からの注意事項
国家試験等	CBT/OSCE/国家試験	参加要件/取得要件/実施要領/合理的配慮申請方法・条件・要件
研究室配属・卒論等	研究室配属時 卒業研究・論文執筆	研究室配属のプロセス/要件 認定要件/実施要領/執筆要領
社会移行	就職活動・社会移行	インターンシップ参加要件/募集要項/エントリー要件・方法

1-b 各項目とその内容

項 目	内 容
6-1 前 提	高等教育機関における要件や基準の位置づけに関する前提と基本について理解し、関係者に説明することができる。
6-2 受験前移行期	中等教育～高等教育への移行期、オープンキャンパスや入学前相談等の機会に参照すべき要件や基準について、出願希望者や関係者と共に確認することができる。
6-3 合格～入学期	入学手続き～授業開始の期間、または在学中に新たな支援ニーズが生じ合理的配慮提供をしなければならなくなった時に、参照すべき要件や基準を入学決定者と共に確認することができる。
6-4 学生生活	学生生活（課外活動、サークル・部活動、寮生活等）に関連した要件や基準を確認しつつ、参加を保障することができる。
6-5 課 題	レポートやプレゼン等の課題に関連した要件や基準等に配慮した支援ができる。
6-6 学内実習	学内実習に関連した要件や基準に関連し関係者と具体的項目を確認しながら、合理的配慮を提供することができる。
6-7 学外実習	学外実習に関連した要件や基準に関連し関係者と具体的項目を確認しながら、合理的配慮を提供することができる。
6-8 国家試験等	CBT/OSCE/国家試験等資格取得に関連した要件や基準を関係者と具体的項目を確認しながら、合理的配慮を提供することができる。
6-9 研究室配属・卒論等	研究室配属、卒業研究・学位論文執筆に関連した要件や基準について確認し、合理的配慮を提供することができる。
6-10 社会移行	就職活動・社会移行に関連した要件や基準を確認しつつ、移行支援における合理的配慮の調整ができる。
6-11 理解・啓発	高等教育機関における要件や基準に関連する理解・啓発（策定、修正、変更への関与等）に取り組むことができる。

1-c2 6-3-2 項目

6-3-2 各授業科目の要件や基準を意識することができる。

【意図】

教育内容および方法、そして学修成果の評価方法や基準等を示すカリキュラムポリシーやシラバスの内容について、学生と共に確認することが合理的配慮を検討する上でも重要である。

【よくある間違い】

- ◆①カリキュラムポリシーおよびディプロマポリシー、そしてシラバス等に示される評価基準等
を意識・参照せずに支援内容を決定する。
- ◆②提供される授業の必要不可欠な要素や到達目標等を確認することなく、合理的配慮内容を
決定する。

【Good Practice】

- ◎① 学生の希望や意思を最大限尊重しながら、各授業（講義・演習・実験・実習等）の内容や
シラバスに明示されている評価基準等に応じて必要となる合理的配慮について、具体的に
検討した上で提案する。
- ◎② 学生の同意を得た上で、関係者（学外実習の場合は学外関係者も含む）との建設的対話の
場を設定すると共に、学生に求められる活動内容を確認し合理的配慮を提供するために、
関係者にも要件や基準を意識するよう促しつつ、具体的な調整を行う。

1-c3 6-3-3 項目

6-3-3 資格取得を目指すにあたって、要件や基準を意識することができる。

【意図】

卒業に関連して資格取得を目指す学部・研究科等では、資格取得要件として示される要件や
基準について早い段階で学生と共に確認することにより、適切な合理的配慮の検討が可能となる。

【よくある間違い】

- ◆① 合理的配慮の提供の可否を検討せず、要件や基準を理由に関連科目の履修を断念させようと
する、あるいは安易に退学や転部転科を含む進路変更を促す。
- ◆② なるべく早く早い段階から要件や基準を意識することが効果的であるにも拘らず、確認を怠り
当該資格関連の要件や基準を考慮した合理的配慮を提供しない。

【Good Practice】

- ◎① 資格取得を目指す上で要件や基準において、バリアとなり得る項目があったとしても資格取
得を断念させず、学生の希望や意思を最大限尊重しながら合理的配慮について内容を提案し、
その実現に向けて関係者と調整を行う。
- ◎② 資格取得後に当該資格を持って就業する場合に備え、就業に際し必要となる合理的配慮につ
いて、学生自身が事前に見通しが持てるように支援し、学内外の関係支援機関等も紹介する。

1-c1 6-3 合格～入学期の項目

6-3 入学手続き～授業開始の期間、または在学中
に新たな支援ニーズが生じ、合理的配慮提供をし
なければならなくなった時に参照すべき要件や基
準を、入学決定者と共に確認することができる。

入学決定直後、あるいは在学中に支援ニー
ズが生じた際に、当該学生が卒業までに関
身に付けることが求められる専門性に関
する要件や基準を意識し、把握すること
ができる。

各授業科目の要件や基準を意識すること
ができる。

資格取得を目指すにあたって、要件や基準
を意識することができる。

抽象的な要件や基準が示された場合にも、
具体的な対応を行うことができる。

表 2 シラバスチェック

2-a チェック項目と主な確認ポイント

確 認 項 目		主な確認ポイント
記入指定 項目	1 担当教員名の明記	・フルネームでの記載
	2 授業形態の明記	・入力フォーマットへ講義、演習、実習の記載 ・講義、演習時に実技を伴う場合の記載
授業概要・ 内容	3 概要の具体性・明確さ	・どのような方法や内容で授業を学ぶか（目的、意義を含）の記載 ・知る、理解する、実施する等々の動詞の使用
	4 授業計画内容の具体性・明確さ	・授業目的、GIO に対応させてデザインされている ・各回の授業内容の記載 ・SBO の達成を促す上で適切な学習順序で記載
	5 授業計画表中へ担当者名明記	・各回の授業担当者名の記載 ・授業分担者がいる場合、分担者名の記載
	6 分担者記入欄へ分担者名明記	・入力フォーマット記入欄へ授業分担者名記載
	7 障害による授業参加制限が疑われない表記	・入力フォーマット記入全欄へ障害による授業参加制限を窺わせる表記がない
GIO, SBO	8 GIO の具体性	・学生を主語として、学習することがなぜ必要を記載 ・授業で得る成果の記載 ・修得する、身につける、理解する、創造する、知る、認識する等々の動詞使用
	9 SBO の具体性	・学生を主語として、学生の行動として目標の記載 ・授業を修了した段階でできるようになって欲しい行動（「・・・できる」表現） ・概念的な表現ではなく、知識・態度・技能の領域に分けた記載 ・1つの文章には、1つの目標を記載
成績評価	10 成績評価全体の割合の明記	・方法（総合評価比率）の記載 ・複数の評価方法の場合、基準の明確さと配分割合の明記 ・SBO の達成を測定する上で適切な評価方法の記載 ・各評価点割合の合計が 100% である ・平常点がある場合の内容（講義での発言、提出された課題等）記載
	11 SBO の評価比方法の明記	・SBO との評価比方法の記載 ・各評価点割合の合計が 100% である
授業前・ 後の情報	12 教科書名等の明記	・使用する教科書等の書名、著者名、出版社名等の記載
	13 準備学習内容・時間の具体性	・何をいつまでに行うかの記載 ・講義、演習 1 単位に相当する学習時間の設定
	14 課題等に対するフィードバック方法の明記	・方法の明確さ
	15 オフィスアワー、連絡先（電話番号、教員室番号等）の明記	・入力フォーマットに記入欄がないため、備考・メッセージ欄等への記載
	16 障害や合理的配慮に関する相談先の明記	・入力フォーマットに記入欄がないため、備考・メッセージ欄等への記載

2-b 集計結果

確 認 項 目			各尺度の数						各尺度の割合					
			5	4	3	2	1	0	5	4	3	2	1	0
(%)														
記入指定 項目	1	担当教員名の明記	47	0	0	0	0	0	100	0	0	0	0	0
	2	授業形態の明記	36	9	0	0	0	2	76.6	19.1	0	0	0	4.3
授業概要・ 内容	3	概要の具体性・明確さ	31	11	4	0	1	0	66.0	23.4	8.5	0	2.1	0
	4	授業計画内容への具体性・明確さ	40	6	1	0	0	0	85.1	12.8	2.1	0	0	0
	5	授業計画表中への担当者名明記	38	9	0	0	0	0	80.9	19.1	0	0	0	0
	6	分担者記入欄への分担者名明記	46	0	0	0	0	1	97.9	0	0	0	0	2.1
	7	障害による授業参加制限が窺われない表記	36	0	0	0	0	11	76.6	0	0	0	0	23.4
GIO, SBO	8	GIO の具体性	43	4	0	0	0	0	91.5	8.5	0	0	0	0
	9	SBO の具体性	26	21	0	0	0	0	55.3	44.7	0	0	0	0
成績評価	10	成績評価全体の割合明記	28	17	2	0	0	0	59.6	36.1	4.3	0	0	0
	11	SBO の評価手段・評価比率の明記	14	31	1	0	0	1	29.8	66.0	2.1	0	0	2.1
授業前・ 後の情報	12	教科書名等の明記	47	0	0	0	0	0	100	0	0	0	0	0
	13	準備学習内容・時間の具体性 *	5	32	5	0	0	1	11.6	74.4	11.6	0	0	2.3
	14	課題等に対するフィードバック方法の明記	47	0	0	0	0	0	100	0	0	0	0	0
	15	オフィスアワー、連絡先（電話番号、教員室番号等）の明記	3	0	0	0	0	44	6.4	0	0	0	0	93.6
	16	障害や合理的配慮に関する相談先の明記	0	0	0	0	0	47	0	0	0	0	0	100

*: 実習を除く 43 シラバスが対象

を含む)としての視点からも、各自でシラバスの記載内容を個別に確認した。その後、改めて4名全員で対象シラバスを項目ごとに共同で確認し、尺度の記録および分析を実施した。

2. 集計結果および考察

16項目における結果を表2-bに示した。確認項目において、4以上の尺度を示した割合が90%以上であった項目は12/16項目で、その中でも項目1、12、14(青色枠)の3つについて、全てのシラバスで具体性と明確さを確認した。一方、項目7の障害による授業参加制限が窺われない表記(黄色枠)では、11シラバスにおいて、障害学生が記載された準備学習や授業の内容を文面通りに受け取った場合、履修困難と認識させる表現が含まれていることを確認した。また項目10において平常点で成績評価すると記載されていたが、その内訳を明記していないシラバス(橙色枠)は、

19シラバスであった。さらに項目13準備学習内容と1単位に相当する学習時間設定が適切なシラバスは、わずか5/43シラバス(灰色枠)に留まった。なお、全てのシラバスに記載がなかった項目は、項目16障害や合理的配慮に関する相談先の明記であった。

A大学のシラバス記載は、指定された電子シラバス用入力フォーマット(以下、フォーマット)を使用すると共に、教務関係者から記載時の細やかな指示が実施されていることから、多くのシラバスが『要件や基準』等の具体性と明確さを担保することに繋がっていると推察する。一方、フォーマットに担当教員の連絡先記入欄の他、合理的配慮提供に関する記載欄がなく、障害のない学生の受講を前提としている状況が窺えた。これらは、障害学生にとって履修を妨げる要因⁶⁾に繋がる可能性を鑑みると、支援者への『支援の質の向上』

を目指すための理解・啓発を進める他、現行フォーマットの再考が必要であると考える。

III. 総合考察

1. SIG-RS チームと SIG-RS 策定 Std に関して

SIG-RS チームは、2017 年当初の SIG 活動をテクニカルスタンダード（以下、TS）として、米国で 1970 年頃から医療や心理、教育等の専門職養成課程において、専門職が専門職として機能するために必要な本質的要件を具体的示す TS の考えを基に、その日本版 TS 策定に取り組み、様々な議論を重ねた上で 2021 年 3 月 SIG-TS Std を提案した。しかし、日本における TS は、米国のような導入が進んでいる状況にはなく、そのため読み手は一般的な概念としての理解に困難を生じた。そこで、TS チームは 2020 年 10 月第二期の活動開始時において、TS の考えから修学上に存在する様々な『要件や基準』に焦点を改め、障害学生を支援する支援者として、どのように向き合っていくべきかを解説する Std の策定に転向した。同時に名称も SIG-RS チームへと変更した。なお、PHED のウェブサイトに掲載されている Std は、全国の障害学生支援関係者のコメントを受けて継続的にブラッシュアップを行うと共に、Std の活用方法についても引き続き検討が行われている。

2. シラバスにみる障害学生支援

シラバスは、2008 年 12 月文部科学省が公表した中央教育審議会「学士課程教育の構築に向けて」（答申）の用語解説⁷⁾において、「各授業科目の詳細な授業計画で、一般に学生が各授業科目の準備学習等を進めるための基本となるものであり、学生が講義の履修を決める際の資料になると共に、教員相互の授業内容の調整、学生による授業評価等にも使われる。」と示されている。しかし、答申には障害学生の修学支援に関する記載が見当たらない。

その後、文部科学省は、2020 年 1 月公表した中央教育審議会大学分科会「教育マネジメント指針」のシラバス表記に関して、本文脚注へ障害学生の支援に関する記述が補足された。そし

て、2024 年 3 月文部科学省は、「障害のある学生の修学支援に関する検討会（第三次まとめ）」⁶⁾第 6 章において、「シラバスを障害学生の受講や合理的配慮の提供を想定しないまま作成したことによって、意図せず障害のある学生の参加を妨げる記載になってしまうことがある点に留意が必要である。さらに各大学等における合理的配慮の申請方法や障害のある学生に対する各教員の対応方針等、各授業での合理的配慮に結びつくような文言をシラバスに入れることが推奨される。」と、シラバスにおける障害や合理的配慮に関する宣言・記述、つまりシラバス・ステートメント⁸⁾に言及した。

3. A 大学シラバスの課題

A 大学のシラバスを確認した結果、今後の課題として、①現行フォーマットの再考、②教員を対象とした障害学生の受講を想定する、『要件や基準』等記載への理解・啓発活動、③フォーマットへの合理的配慮提供に結びつく文言記載の 3 つが挙げられた。著者らは、これらの課題を A 大学教務関係者（シラバス確認許可者）に報告した。その結果、令和 7 年度から使用するシラバスのアクセシビリティについての文面中へ、③に関する文言の明記が決定された。

残る課題①と②は、時間と費用を要するものであるが早期の対応に期待する。

おわりに

SIG-RS 策定 Std を通して、高等教育機関における教職員の『要件や基準』に関する姿勢を示した。特に、障害学生支援を意識したシラバス作成を含め、教育課程における『要件や基準』の在り方を再確認することの重要性を提起した。

そのためにも支援者は、所属機関の入学から卒業までの学びを確認し、学生に課せられた『要件や基準』を理解すると共に、障害学生にとって障壁となる『要件や基準』に、どのようなものがあるかを把握する姿勢が大切である。

また科目責任者である教員は、教育の目的・内容・評価の本質を的確に捉え、シラバスの内容を具体的かつ妥当性の高いものとする努力が求めら

れる。併せて、定める『要件や基準』等が障害学生にとっての欠格条項となってしまうように、合理的配慮の提供や障害学生の受講の可能性を常に念頭に置いたシラバス作成が重要である。

* 本稿の一部は、第18回日本臨床検査学教育学会学術大会（令和6年8月）において発表^{9) 10)}した。

COI 状態

本稿に関連し、開示すべき COI 状態にある企業等はありません。

文 献

- 1) 東京大学 障害と高等教育に関するプラットフォーム, PHED, 東京大学 先端科学技術研究センター.
<https://phed.jp/>
- 2) 障害のある学生の修学支援に関する検討会報告(第二次まとめ). 文部科学省, 2017.
https://www.mext.go.jp/component/b_menu/shingi/toushin/_icsFiles/afieldfile/2017/04/26/1384405_02.pdf
- 3) シラバスについての補足資料, 文部科学省, 2011.
https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo4/015/attach/1314235.htm
- 4) 2014 年度大学等におけるキャリア教育実践講習, 第2章 授業計画(シラバス)の意味と重要性. 厚生労働省, 2014.
<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11800000-Shokugyounouryokukaihatsukyou/0000087057.pdf>
- 5) 大阪大学シラバス作成のためのハンドブック. 教育課程委員会シラバス整備・充実検討専門部会, 大阪大学, 2023.
- 6) 障害のある学生の修学支援に関する検討会報告(第三次まとめ). 文部科学省, 2024.
https://www.mext.go.jp/content/20240321-mxt_gakushi01-000034752_2_1.pdf
- 7) 学士課程教育の構築に向けて(答申), 中央教育審議会, 文部科学省, 2008.
https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/1217067.htm
- 8) 障害のある学生の修学支援に関する検討会(第7回)配布資料1. 文部科学省, 2023.
https://www.mext.go.jp/content/20231106-mxt_gakushi01-000032550_1.pdf
- 9) 嶋田かをる, 小倉正義, 日下部貴史, 西村優紀美, Peter Bernick, 船越高樹. 障害のある学生への修学支援における『要件や基準』その1～東京大学 PHED SIG-RS 策定 QI 集の概要～, 第18回日本臨床検査学教育学会学術大会抄録集. 臨床検査学教育 2024; 15 (Supp): 79.
- 10) 立石多貴子, 山鹿敏臣, 松本珠美, 嶋田かをる, 小倉正義, 日下部貴史, その他. 障害のある学生への修学支援における『要件や基準』その2～東京大学 PHED SIG-RS 策定 QI 集の活用に向けた検証～, 第18回日本臨床検査学教育学会学術大会抄録集. 臨床検査学教育 2024; 15 (Supp): 80.